

平成29年度 障害者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について(概要版)

厚生労働省が実施した平成29年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成29年度	平成28年度	平成27年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	146件	124件	109件
	虐待判断件数	72件	69件	48件
	被虐待者数	72人	69人	48人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	46件	49件	69件
	虐待判断件数	16件	5件	18件
	被虐待者数	16人	5人	24人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	14件	6件	10件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、146件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が42.5%と最も多く、次いで「当該市町行政職員」が19.2%、「本人による届出」が15.1%でした。

表1 相談・通報者(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
H29年度	件	22	5	1	5	1	62	0	2	28	8	4	14	1	146
	割合	15.1%	3.4%	0.7%	3.4%	0.7%	42.5%	0.0%	1.4%	19.2%	5.5%	2.7%	9.6%	0.7%	-
H28年度	件	12	6	3	3	1	66	1	1	21	2	1	7	0	124
	割合	9.7%	4.8%	2.4%	2.4%	0.8%	53.2%	0.8%	0.8%	16.9%	1.6%	0.8%	5.6%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(H29:146件、H28:124件)に対するもの。

(2) 虐待の種別・類型

○事実確認の結果、市町が、虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」）は72件でした。

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が51.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が50.0%、「経済的虐待」が20.8%、「放棄、放置」が18.1%でした。

表2 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
H29年度	件数	37	2	36	13	15	72
	割合	51.4%	2.8%	50.0%	18.1%	20.8%	-
H28年度	件数	38	1	20	15	13	69
	割合	55.1%	1.4%	29.0%	21.7%	18.8%	-

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数（H29：72件、H28：69件）に対応するもの。

(3) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別では、男性が37.5%、女性が62.5%でした。年齢では、「20～29歳」が29.2%と最も多く、次いで「30～39歳」が22.2%、「40～49歳」が16.7%、「50～59歳」が15.3%でした。

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が55.6%と最も多く、次いで「身体障害」と「精神障害」が26.4%、「難病」が4.2%でした。

表3 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H29年度	人数	27	45	72
	割合	37.5%	62.5%	100.0%
H28年度	人数	28	41	69
	割合	40.6%	59.4%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数（H29：72人、H28：69人）に対応するもの。

表4 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H29年度	人数	4	21	16	12	11	5	3	0	72
	割合	5.6%	29.2%	22.2%	16.7%	15.3%	6.9%	4.2%	0.0%	100.0%
H28年度	人数	8	14	14	10	12	8	3	0	69
	割合	11.6%	20.3%	20.3%	14.5%	17.4%	11.6%	4.3%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数（H29：72人、H28：69人）に対応するもの。

表5 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
H29年度	人数	19	40	19	2	3	0	72
	割合	26.4%	55.6%	26.4%	2.8%	4.2%	0.0%	-
H28年度	人数	17	41	12	6	2	0	69
	割合	24.6%	59.4%	17.4%	8.7%	2.9%	0.0%	-

(注) 割合は、被虐待者数の総数（H29：72人、H28：69人）に対応するもの。

(4) 被虐待者から見た虐待者の続柄

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「父」が28.0%と最も多く、次いで「母」が25.6%、「夫」が17.1%、「兄弟姉妹」が13.4%でした。

表6 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の配 偶者	兄弟 姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H29年度	人数	23	21	14	1	5	1	2	0	11	0	0	3	1	82
	割合	28.0%	25.6%	17.1%	1.2%	6.1%	1.2%	2.4%	0.0%	13.4%	0.0%	0.0%	3.7%	1.2%	100.0%
H28年度	人数	18	26	7	2	2	2	2	0	17	0	0	6	0	82
	割合	22.0%	31.7%	8.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%	20.7%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、虐待者数の総数 (H29 : 82 人、H28 : 82 人) に対するもの。

(5) 虐待への対応等

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が23件(31.9%)でした。

一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、44件(61.1%)であり、これらの事例では、「養護者に対する助言・指導」や「再発防止のための定期的な見守りの実施」等が行われていました。

表7 虐待への対応策としての分離の有無

	H29年度		H28年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	23	31.9%	16	23.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	44	61.1%	36	52.2%
現在対応について検討・調整中の事例	0	0.0%	9	13.0%
その他	5	6.9%	8	11.6%
合計	72	100.0%	69	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数 (H29 : 72 件、H28 : 69 件) に対するもの。

表8 分離を行っていない事例における対応の内訳(複数回答)

	H29年度		H28年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	30	68.2%	14	38.9%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%	0	0.0%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	3	6.8%	6	16.7%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	13	29.5%	4	11.1%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	4.5%	1	2.8%
再発防止のための定期的な見守りの実施	20	45.5%	25	69.4%
その他	2	4.5%	3	8.3%
合計(実数)	44	-	36	-

(注) 割合は、分離していない事例件数の総数 (H29 : 44 件、H28 : 36 件) に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

2-1 市町の対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、46件でした。

○相談・通報者（複数回答）の別では、「本人による届出」と「当該施設・事業所設置者・管理者」が19.6%と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」と「その他」が15.2%でした。

表9 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
H29年度	件数	9	1	2	0	0	3	7	1	9	0	1	1	0	0	2	7	4	46
	割合	19.6%	2.2%	4.3%	0.0%	0.0%	6.5%	15.2%	2.2%	19.6%	0.0%	2.2%	2.2%	0.0%	0.0%	4.3%	15.2%	8.7%	-
H28年度	件数	5	8	1	1	0	12	12	1	8	0	1	0	0	1	0	2	0	49
	割合	10.2%	16.3%	2.0%	2.0%	0.0%	24.5%	24.5%	2.0%	16.3%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	4.1%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数（H29：46件、H28：49件）に対するもの。

(2) 市町における事実確認の状況

○市町の対応状況をみると、「事実確認調査を行った」が49件（94.2%）、「事実確認調査を行っていない」が3件（5.8%）でした。

○事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は16件（30.8%）でした。

○事実確認を行っていない事例の内訳は、平成29年度末時点において、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が2件（3.8%）でした。

表10 市町における事実確認の状況

		H29年度		H28年度	
		件数	割合	件数	割合
事実確認を行った事例		49	94.2%	41	83.7%
虐待の事実が認められた事例	虐待の事実が認められた事例	16	30.8%	5	10.2%
	虐待の事実が認められなかった事例	29	55.8%	19	38.8%
	虐待の判断に至らなかった事例	4	7.7%	17	34.7%
	虐待の判断に至らなかった事例	4	7.7%	17	34.7%
事実確認調査を行っていない事例		3	5.8%	8	16.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	0	0.0%	0	0.0%
	後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	2	3.8%	7	14.3%
	都道府県へ事実確認調査を依頼	0	0.0%	0	0.0%
	その他	1	1.9%	1	2.0%
合計		52	-	49	-

(注) 合計については、平成29年度の相談・通報件数46件と平成28年度からの継続案件6件を足した件数への事実確認の状況です。

2-2 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 16 件に関して、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた障害者および虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等については、以下のとおりでした。

(1) 施設・事業所の種別

○施設・事業所の種別は、「療養介護施設」が 5 件 (31.3%)、「共同生活援助」、「障害者支援施設」がそれぞれ 3 件 (18.8%)、「就労移行支援」、「就労継続支援 B 型」がそれぞれ 2 件 (12.5%)、「放課後等デイサービス」が 1 件 (6.3%) でした。

表 11 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	H29年度		H28年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	3	18.8%	1	20.0%
療養介護	5	31.3%	0	0.0%
就労移行支援	2	12.5%	0	0.0%
就労継続支援B型	2	12.5%	2	40.0%
共同生活援助	3	18.8%	2	40.0%
放課後等デイサービス	1	6.3%	0	0.0%
合計	16	100.0%	5	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例の総数 (H29: 16 件、H28: 5 件) に対するもの。

(2) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が 12 件 (75.0%) と最も多く、次いで「身体的虐待」が 8 件 (50.0%) でした。

表 12 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
H29年度	件数	8	1	12	3	1	16
	割合	50.0%	6.3%	75.0%	18.8%	6.3%	-
H28年度	件数	2	2	3	0	0	5
	割合	40.0%	40.0%	60.0%	0.0%	0.0%	-

(注) 割合は、虐待判断事例の総数 (H29: 16 件、H28: 5 件) に対するもの。

(3) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別は、男性が 9 人 (56.3%)、女性が 7 人 (43.8%) でした。年齢では、「20～29 歳」が 5 人 (31.3%) と最も多く、次いで「50～59 歳」が 4 人 (25.0%) でした。障害種別では、「知的障害」が 13 人 (81.3%) と最も多く、次いで「身体障害」が 8 人 (50.0%) でした。

表 13 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H29年度	人数	9	7	16
	割合	56.3%	43.8%	100.0%
H28年度	人数	0	5	5
	割合	0.0%	31.3%	31.3%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H29: 16 人、H28: 5 人) に対するもの。

表 14 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
H29年度	人数	1	5	3	2	4	0	1	0	16
	割合	6.3%	31.3%	18.8%	12.5%	25.0%	0.0%	6.3%	0.0%	100.0%
H28年度	人数	0	1	0	2	1	1	0	0	5
	割合	0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H29: 16 人、H28: 5 人) に対するもの

表 15 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計
H29年度	件数	8	13	1	2	3	0	16
	割合	50.0%	81.3%	6.3%	12.5%	18.8%	0.0%	-
H28年度	件数	1	4	0	0	0	0	5
	割合	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

（注）割合は、被虐待者数の総数（H29：16人、H28：5人）に対するもの。

（４）虐待者の職種

○虐待者の職種は、「生活支援員」が7人（38.9%）、「その他従事者」が4人（22.2%）、「管理者」が3人（16.7%）、「看護職員」が2人（11.1%）、「設置者・経営者」、「サービス管理責任者」がそれぞれ1人（5.6%）でした。

表 16 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	H29年度		H28年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	1	5.6%	0	0.0%
サービス管理責任者	1	5.6%	0	0.0%
管理者	3	16.7%	0	0.0%
看護職員	2	11.1%	0	0.0%
生活支援員	7	38.9%	1	20.0%
就労支援員	0	0.0%	1	20.0%
世話人	0	0.0%	2	40.0%
指導員	0	0.0%	1	20.0%
その他従事者	4	22.2%	0	0.0%
合計	18	100.0%	5	100.0%

（注）割合は、虐待を行った従事者等数の総数（H29：18人、H28：5人）に対するもの。

（５）虐待の事実が認められた事例への対応状況

○虐待の事実が認められた事例16件への対応は、事業所指定権限を有する県または大津市が行った「一般指導」が2件、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が1件でした。

○それ以外に、市町が行った対応は、「施設等に対する指導」、「改善計画書提出依頼」がそれぞれ7件、「従事者への注意・指導」が5件、「その他」が2件でした。

表 17 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		H29年度	H28年度
障害者総合支援法または児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	1	0
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0
県および大津市による指導	一般指導	2	3

表 18 市町による指導等（複数回答）

		H29年度	H28年度
市町による指導等	施設等に対する指導	7	4
	改善計画書提出依頼	7	1
	従事者への注意・指導	5	2
	その他	2	1

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、14件でした。

○相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が4件(28.6%)で最も多く、次いで「当該市町行政職員」が3件(21.4%)でした。

表19 相談・通報者(複数回答)

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
H29年度	件数	2	0	0	0	2	4	0	0	0	3	0	1	2	0	14
	割合	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	0.0%	7.1%	14.3%	0.0%	-
H28年度	件数	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6
	割合	50.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(H29:14件、H28:6件)に対するもの。

4. 本県の特徴・今後の取組等

(1) 本県の特徴

養護者による虐待および障害者福祉施設従事者等による虐待のいずれにおいても、相談通報件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。また、相談通報者の内訳を見ると、相談支援専門員、施設・事業所の職員の割合が全国と比較して高くなっています。

このことから本県では、相談支援専門員、施設・事業所職員を中心に法の理解が深まり、「虐待ではないか」という疑いも含め、まずは通報するという考え方が現場に浸透していると考えられます。

(2) これまでの主な取組

障害者虐待防止・権利擁護研修(平成25年度から毎年度開催)

①市町職員を対象とする相談・通報への対応等に関する研修

②障害福祉サービス事業所従事者等を対象とする虐待の未然防止・再発防止に向けた研修

(3) 今後の対応

引き続き、障害者虐待防止・権利擁護研修や、障害者権利擁護センターでの相談や啓発を実施することなどにより、虐待への対応や防止に向けた取組等を充実させるとともに、障害者福祉施設や企業の従業者、県民等の意識の向上に努めます。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

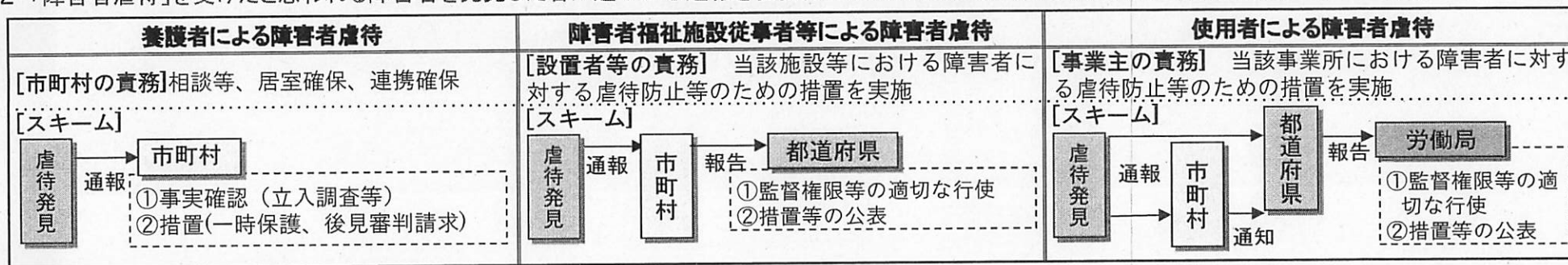
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。